

## 平成十六年政令第四百二十七号

(信託業法施行令)

内閣は、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第三項第一号、第五条第二項第二号及び第六号並びに第七項第二号、第七条第三項及び第五項(これらの規定を同法第五十四条第二項において準用する場合を含む)、第十一条第一項第二号、第十二条第二項、第三項、第七項及び第十九条第二項(同法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む)、第二十九条第二項第一号、第五十三条第六项第二号、第五十四条第六項第二号、第八十六条第三項及び第五項、第九十五条第二項、第三項、第七項及び第十項、第九十五条第二項並びに第一百七条第一項及び第二項並びに附則第一百二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

(定義)

**第一条** この政令において「信託会社」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外國信託会社」又は「信託契約代理店」とは、それぞれ信託業法(以下「法」という)第二条第二項、第四項、第六項、第七項又は第九項に規定する信託会社、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外國信託会社又は信託契約代理店をいう。

(信託業の適用除外)

**第一条の二** 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる行為であつて、信託の引受けに該当するものとする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外國法事務弁護士共同法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における受

任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為

二 請負契約における請負人がその行う仕事に必要な費用に充てる目的で注文者から金銭の預託を受ける行為に準ずるものとして内閣府令で定める行為

(受託者と密接な関係を有する者の範囲)  
三 前二号に掲げる行為に準ずるものとして内閣府令で定める行為

(会計参与が法人であるときは、その職務を行ふべき社員を含む)監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ)又は使用者

(会計参与が法人であるときは、その職務を行ふべき社員を含む)監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下同じ)又は使用者

## 二 受託者の子法人等

四 受託者を子法人等とする親法人等

五 受託者の特定個人株主

六 受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等(当該受託者及び前二号に掲げる者を除く)

七 受託者の関連法人等

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号及び第十二条の二第二項第八号において「法人等」という)

九 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ)の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む)

十 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

十一 受託者の子法人等の関連法人等(当該受託者及び前二号に掲げる者を除く)

十二 受託者を子法人等とする親法人等

十三 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)

十四 商標法(昭和三十四年法律第百二十七号)

十五 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)

十六 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

十七 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

十八 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)

十九 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)

二十 預託等取引に関する法律(昭和六十一年法律第六十二号)

二十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)

二十二 種苗法(平成十年法律第八十三号)

二十三 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)

二十四 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第一百一号)

二十五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)

二十六 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)

二十七 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)

二十八 金融サードパーティ(平成二十一年法律第五十九号)

二十九 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九号)

三十 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一百八十一号)

三十一 農業協同組合法(昭和二十一年法律第一百三号)

三十二 労働金庫法(昭和二十七年法律第二百七十六号)

三十三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)

三十四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百七号)

三十五 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)

であつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等(子法人等を除く)とし

て内閣府令で定めるものをいう。

四 第一項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権(法第五条第五項に規定する対象議決権をいう)を保有する個人をいう。

五 第一項第八号の場合において、同項第七号に掲げる者が保有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項(これらに規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第二号に係る部分に限る)において準用する場合を含む)の規定により発行者に対する抗争ができない株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

六 第一項に規定する「最低資本金の額」とは、(免許の基準となる法律の範囲)

七 第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

八 第三条 法第五条第二項第一号に規定する政令で定める法律は、次とのとおりとする。

九 第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次とのとおりとする。

十 第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

十一 第五条 法第五条第七項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一二 第五条 法第五条第五項に規定する対象議決権をいい、同条第七項(第二号に係る部分に限る)の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ)を保有している者又はその被支配会社が対象議決権を保有している者当該者と次に掲げる者との関係

十三 第五条 法第五条第五項に規定する対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使するこ

（同保有者） （その配偶者） ハ その被支配会社	二 前号に掲げる者以外の者 又は口に掲げる者との関係	前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。これが合わせて他の会社の総株主又は総出資者の議決権の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。
（管理型信託会社等の登録の更新の申請期間）	（前号に掲げる者以外の者） （その配偶者） ハ その被支配会社	二 前号に掲げる者以外の者 又は口に掲げる者との関係
第六条 法第七条第三項（法第五十条の二第二項及び第五十四条第二項において準用する場合を除く）	（同保有者） （その配偶者） ハ その被支配会社	二 前号に掲げる者以外の者 又は口に掲げる者との関係
（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）	（前号に掲げる者以外の者） （その配偶者） ハ その被支配会社	二 前号に掲げる者以外の者 又は口に掲げる者との関係

（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）	第七条 法第七条第五項（法第五十四条第二項において準用する場合を除く）の手数料の額は、六万七千七百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万七千五百円）とする。
（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万六千二百円）とする。	二 法第五十条の二第二項において準用する法第七条第五項の手数料の額は、六万六千四百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第五十条の二第二項において準用する法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万六千二百円）とする。
（信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続）	三 前二項の手数料は、法第八条第一項、第五十条の二第一項又は第五十四条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納付しなければならない。
（信託会社等の最低資本金の額）	四 法第十一条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。
（信託会社等の営業保証金の額）	五 第一条第五項の規定は、前三項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同条第五項中「第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十九条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十九条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるものとする。

（信託会社等の営業保証金の取戻し）	六 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。
（信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続）	七 金融庁長官は、有価証券（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。
（信託会社等の営業保証金の取戻し）	八 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）及び供託者が法第十二条第一項第四項の命令により同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合においては、当該信託会社等を含む。第四項及び第五項において同じ。）に通知しなければならない。
（信託会社等の営業保証金の取戻し）	九 法第十二条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
（信託会社等の営業保証金の額）	一 管理型信託会社以外の信託会社及び管理型外国信託会社 二千五百万元

（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）	二 管理型信託会社の主たる支店（法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」）をいう。）、法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法（平成十八年法律第二百八号）第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。）の位置の変更により法第十二条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合
（信託会社等の営業保証金の額）	三 法第五十条の二第一項の登録を受けた者一千万元
（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）	四 承認事業者（法第五十二条第三項の規定により信託会社又は管理型信託会社とみなされる同条第一項に規定する承認事業者をいう。
（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）	五 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人（当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠（



「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければ

**第二項** 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該の規定に従うべきでない。

該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたとによる公報（会社法の規定による公報を除く。）をする場合について会社法第九百四十条第三項を

きは、当該委託者に対し、法第百六条第二項に規定する事項の提供を、白磁の方法によつて貢にまつぶ。このとき、白磁の方をばどう有り、技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。

の規定による承諾をした場合は、この限りでな い。	の規定	字句
読み替える会社法	読み替えられる読み替える	字句
ではならない。ただし、当該譲り者が再び前項		

第二項の規定は、法第二十七条第二項及び第三項第九百四十四条第三項前二項

規定を準用する場合について準用する。この場合において、これらの規定の中「委託者」とある（多数の者が受益権を取得することができる場合）

合) 第十五条の二 法第五十条の二第一項に規定するものは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)  
**第十四条** 法第二十九条第一項第一号に規定する  
2 政令で定める人数は、五十名とする。  
法第五十条の二第一項本文及び第十項に規定する

政令で定める者は、次に掲げるものとする。  
一 信託会社の役員又は使用人

二 信託会社の子法人等  
三 信託会社を子法人等とする親法人等  
（第四号口を除く。）のいずれかに該当する場合とする。

四 信託会社を子法人等とする親法人等の子法  
人等(当該信託会社及び前二号に掲げる者を  
一 信託法第三条第三号に掲げる方法によつて  
する一の信託(以下この条において「対象信

五 信託会社の関連法人等 除く。)

六 信託会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

八 信託会社の特定個人株主  
前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組

二 項に規定する人數以上である場合  
次に掲げる人數の合計数（以下この項において）

合その他これに準ずる事業体（外国における信託会社を除く）に相当するものを含み、信託会社を除いて「対象信託受益者等合計数」という。が前項に規定する人数以上である場合（前項）

イ クく。以下この号において「法人等」とは、前号に掲げる者がその総株主又は総出資者で、号に掲げる者が同一の株主の場合は、該出資者を除く。  
イ イイ。対象信託受益者数（口に規定する場合に

者の請決権の百分之五十を超える請決権を保有する法人等、該法人等の子法人等及び被監督する法人等（第二条第一項）における口の利益享受組合員等に係る口（四）の匿名組合契約の営業者及び口（五）

下の議決権を保有する法人等  
言毛会士が去第二十二条第一項の規定により  
げる者（以下この項において「利益享受組合員等」という。）に当該対象信託の利益

信託業務会社が法第21条第1項の規定により、当該委託を受ける者についての前項の規定の適用について、当該対象信託を享受させる目的をもつて当該対象信託を設立する場合において、当該対象信託

は、同項中「信託会社」とあるのは、「信託会社から貯金業務の委託を受けた者」とする。この効力が生ずる時における当該利益享受組合員等の人数

（1）組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条规定する組合契約をいう。）の組合員

項	第九百四十四条第三項	の規定	読み替える会社法
これら	前二項	字句	読み替えられる
同項の	第一項	字句	読み替える

(2) 投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十一年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。）の組合員。

(3) 有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）の組合員

(4) 匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）の匿名組合員

(5) 有価証券（その取得者の保護を確保することが必要なものとして内閣府令で定めるものに限る。）の取得者

ハ 口に規定する場合以外の場合において、当該対象信託の効力が生ずる時における当該対象信託の受益権が口（1）から（3）までの契約に基づき数人の共有に属することにおける当該契約の一ごとに当該数人を一人とみなした人数

二 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生ずる時後に口（1）から（3）までに掲げる者並びに口に規定する場合における利益享受組合員等に係る口（4）の匿名組合契約の營業者及び口（5）の有価証券の発行者に該当する者以外の者が当該対象信託の受益権を取得することとなることを知つて当該対象信託をしようとする場合における当該者の人数

ホ 当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生ずる時後に利益享受組合員等に該当する者に当該対象信託の利益を享受させる目的をもつて当該対象信託をしようとする場合における当該利益享受組合員等に該当する者の人数

ヘ 本に規定する場合以外の場合において、当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託の効力が生ずる時後に口（1）から（3）までに掲げる者に該当する者が当該対象信託の受益権を取得することとなることを知つて当該対象信託をしようとするときであつて、当該対象信託の受益権が口（1）から（3）までの契約に基づき数人の共有に属することとなるときにおける当

三 該契約の一ことに当該數人を一人とみなした人數  
当該対象信託をしようとする者が、当該対

象信託以外に、信託の目的、信託財産の種類及び価額、信託期間、信託財産の管理又は処

分の方法その他の信託行為の内容に照らし当該対象信託と同一又は同種の信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託と認められるもの（以下この条において「同種内容信託」という。）をしている場合において、次に掲げる数の合計数が前項に規定する人数以上であるとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

四 イ 口 一  
イ　対象信託受益者等合計数  
口　当該同種内容信託を前号に規定する対象信託とした場合における対象信託受益者等合計数に相当する数（次号口において「同種内容信託受益者等合計数」という。）  
次にいづれかに該当する場合（前三号に掲げる場合を除く。）

イ　当該対象信託の受益権の個数が五十以上である場合（あらかじめ定められた方法に従つた受益権の譲渡以外の譲渡ができない旨が当該信託行為において定められている場合において、当該定めにより対象信託受益者等合計数が前項に規定する人数以上となることがないときを除く。）  
口　当該対象信託をしようとする者が、当該対象信託以外に、同種内容信託をしている場合における当該同種内容信託の受益権の個数との合計数と当該対象信託の受益権の個数との合計が五十以上である場合（あらかじめ定められた方法に従つた受益権の譲渡以外の譲渡ができる旨が当該対象信託及び当該同種内容信託の各信託行為において定められている場合において、当該定めにより対象信託受益者等合計数と同種内容信託受益者等合計数との合計した数が前項に規定する人数以上となることがないとき及びイに掲げる場合を除く。）  
ハ　当該対象信託の信託行為に受益権の分割を禁止する旨の定めがない場合（あらかじめ定められた方法に従つた受益権の分割以外の分割ができない旨が当該信託行為において定められている場合において、当該定めにより対象信託受益者等合計数が前項に

規定する人数以上となることがないとき並びにイ及びロに掲げる場合を除く。)

(適用除外)

第十五条の三 法第五十条の二第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合

一 株式会社日本政策金融公庫が信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をする場合

二 株式会社国際協力銀行が信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をする場合

三 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人

三十六条又は第三十七条第一号の規定により、信託法第二条第三号に掲げる方法によつて信託をする場合

四 独立行政法人住宅金融支援機構が独立行政

八十二号)第二十一条又は第二十二条第一号の規定により、信託法第三条第三号に掲げる方法によつて信託をする場合

五 特定金銭債権(債権管理回収業に関する特

別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二

条第一項に規定する特定金銭債権をいう。)

六 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務

八号)の規定により、法第五十条の二第一項の規定による調査に係る業務をするこ

とができない者

七 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあっては、次に掲げる者

八号)の規定による調査に係る業務をするこ

とができない者

九 閣府令で定める場合

十 金の額) 定する政令で定める場合

第十五条の四 法第五十条の二第六項第一号に規

(信託財産に属する財産に関する事項の調査を行ふ者)

第十五条の五 法第五十条の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 弁護士にあっては、次に掲げる者

イ(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者

イ(2) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五

号)の規定により、法第五十条の二第一項の規定による調査に係る業務をするこ

とができない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外國公認會計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者

イ(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

イ(2) 公認会計士法の規定により、法第五十

条の二第十項の規定による調査に係る業

務をすることができない者

二 公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第二百三号)第十六条の二第五項に規定する外國公認會計士を含む。以下同じ。)又は監査法人であつて、次に掲げる者以外の者

イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者

イ(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

イ(2) 公認会計士法の規定により、法第五十

条の二第十項の規定による調査に係る業

務をすることができない者

三 税理士又は税理士法人であつて、次に掲げ

る者以外の者

イ 税理士にあっては、次に掲げる者

イ(1) 法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

イ(2) 公認会計士法の規定により、法第五十

条の二第十項の規定による調査に係る業

務をすることができない者

四 不動産鑑定士であつて、次に掲げる者以外の者(信託財産が不動産(土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいふ。以下この号において同じ。)及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

五 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第二百五十二号)の規定により、法第五十条の二第十項の規定による調査に係る業務をすることができない者

六 弁理士又は弁理士法人であつて、次に掲げる者以外の者(信託財産が知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)第二条第二項に規定する知的財産権(以下この号において同じ。)及び知的財産権のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)法第五十条の二第一項の登録を受けた者の役員又は使用人

七 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

八 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

九 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十一 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十二 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十三 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十四 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十五 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十六 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

十七 第十九百四十四条の規定による公告(会社法の規定による公告(会社法の規定による公告(他の法律(会社法を除く。)第三項及び第九百四十一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。)の表のとおりとする。)

(運用型外国信託会社の最低資本金の額)

第十六条 法第五十三条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円に相当する金額とする。

(管理型外国信託会社の最低資本金の額)

第十七条 法第五十四条第六項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円に相当する金額とする。

(紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定)

**第十八条の三** 法第八十五条の二第一項(第二号及び第四号)、第八十五条の六並びに第八十五条の二十三第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定

二 第十八条の五各号に掲げる指定

(異議を述べた信託会社等の数の信託会社等の総数に占める割合)

**第十八条の四** 法第八十五条の二第一項第八号に規定する政令で定める割合は、三分の一とす

(名称の使用制限の適用除外)

**第十八条の五** 法第八十五条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三十五条の二第一項の規定による指定

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十二条の二第一項の規定による指定

三 農業協同組合法第九十二条の六第一項の規定による指定

四 水産業協同組合法第一百八十八条第一項の規定による指定

五 中小企業等協同組合法第六十九条の二第一項の規定による指定

六 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十二第一項の規定による指定

七 信用金庫法第八十五条の十二第一項の規定による指定

八 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

九 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

十 銀行法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

十一 貸金業法第四十一条の三十九第一項の規定による指定

十二 保険業法第三百八条の二第一項の規定による指定

十三 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

十四 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十五 資金決済に関する法律第九十九条第一項の規定による指定

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

**第十九条** 法第八十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三条及び第五十三条第一項の規定による免許

二 法第四十四条第一項及び第五十九条第一項の規定による法第三条及び第五十三条第一項の規定による承認

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

**第二十条** 法第八十七条第一項の規定により金融府長官に委任された権限及びこの政令による金融府長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)に委任する。

一 法第八条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条の二第三項及び第五十四条第三項の規定による登録

二 法第九条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条の二第三項及び第五十六条第三項の規定による登録及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

三 法第九条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第三項及び第五十六条第三項の規定による登録

四 法第十条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条の二第二項及び第五十四条第十項の規定による公衆への総覧

五 法第九条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十条の二第二項及び第五十四条第六項の規定による登録

六 法第四十二条第一項(法第五十条第三項(法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第三項の規定による登録及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

七 法第四十三条の規定による命令

八 法第四十五条第一項及び第六十条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

九 法第四十八条の規定による公告(法第四十条第一項又は第五十九条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)

十 法第四十九条第一項(法第四十四条第一項の規定による法第三条の免許の取消しに係る部分を除き、法第六十一条において準用する場合を含む。)、第五十条の二第二項及び第五十八条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)

十一 法第五十条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録

十二 法第五十条第一項及び第六十二条第二項及び第六十三条第一項の規定による登録

十三 法第六十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定による意見の陳述

十四 法第六条及び第十三条第一項の規定による認可

第十四条第一項、第二項及び第四項、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十七条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理

法第十二条第四項、第四十五条第二項及び第六十条第二項の規定による命令

法第十六条第一項並びに第二十一条第二項及び第四項(これらの規定を法第六十三条第二項二項において準用する場合を含む。)の規定による承認

法第二十二条第三項(法第六十三条第二項及び第六十四条第一項並びに第二十一条第二項及び第四項(これらの規定を法第六十三条第二項二項において準用する場合を含む。)の規定による承認

第十三条 第十二条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

前項第六号に掲げる権限(同項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るもの)を除く。)で信託会社等の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託会社等とその業務に関して取引をする者は当該信託会社等を子会社(法第五条第六項に規定する子会社をいう。)とする同条第二項第十九号に規定する持株会社(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、当該信託会社等を子会社(法第五条第六項に規定する子会社をいう。)とする同条第二項第十九号に規定する支店等(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)に委任する。

前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地(当該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(財務支局長)の所在地(当該信託会社又は外国信託会社との所在地(当該信託会社又は外国信託会社と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことも行うことができる。

前項第六号に掲げる権限で同項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地(当該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(財務支局長)の所在地(当該信託会社又は外国信託会社との所在地(当該信託会社又は外国信託会社と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所)を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを行なうことができる。

前二項の規定により、支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行つた財務局長は、当該検査等の結果、当該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所(当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行なうことを妨げない。



第九条 みなし登録第一種業者であつて、かつ、

**第九条** みなし登録第一種業者であつて、かつ、  
金融商品取引法第三十一条の二第三項の規定による  
二項及び整備法第四十条第一項の規定により供  
託したものとみなされる営業保証金の額（契約  
金額（改正法附則第二百七十七条の規定により新  
法律第百五十四号。附則第四十七条及び第四十  
八条において「旧信託業法」という。）第九十九  
一条第三項に規定する契約（施行日において効  
力を有するものに限る。）において供託され  
こととなつてゐる金額又は整備法第二百六十六条  
の規定により新金融商品取引法第三十一条の二  
第三項の規定による届出をしたものとみなされ  
る旧証券投資顧問業法第十条第三項に規定する  
契約（施行日において効力を有するものに限  
る。）において供託されることとなつてゐる金  
額をいう。以下この項において同じ。）を含む。  
以下この項において同じ。）の合計額が新金融  
商品取引法施行令第十五条の十二に定める額をもつ  
超えることとなつたときは、当該営業保証金の額  
の合計額から契約金額を控除した額の範囲内  
において、その超える額の全部又は一部を、金融  
庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。  
（財務局長等への権限の委任）

**第十条** 改正法附則第二百十六条第一項及び整備  
法第二百十五条の規定により金融庁長官に委任  
された権限（以下この条において「長官権限」  
といふ。）のうち次の各号に掲げるものは、当  
該各号に規定する書類の提出をする者（以下こ  
の項において「提出者」という。）の本店その  
他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は海外  
国に住所を有する個人にあつては、国内におけ  
る主たる営業所又は事務所。以下この条及び附  
則第六十二条において「本店等」という。）の  
所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡  
財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福  
岡財務支局長。当該提出者が国内に営業所又は  
事務所を有しない場合には関東財務局  
長）に委任する。

**一から五まで 略**

**六 改正法附則第二百条第二項の規定による書  
類の受理及び同条第三項の規定による登録**

**七 改正法附則第二百一条第二項の規定による  
書類の受理及び同条第三項の規定による登録**

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)  
**第四十六条** 改正法第二十条の規定によ

の信託業法（以下「）の条において「新信託業法」という。第二十四条の二（新保険業法第九十九条第八項（新保険業法第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する新金融商品取引法第三十四条の二（第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新信託業法第二十四条の二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

も業者等の取引規約第一十四条の二に規定する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するとき

は、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項

及び第三項の規定によりされたものとみなす。  
**第四十七条** 施行日前に旧信託業法第九十一条第十項に規定する営業保証金を取り戻すことがで

きる事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

**第四十八条** 旧信託業法第九十七条の規定により作成した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

**(権限の委任)**  
**第六十二条** 附則第七条から第九条まで及び第二  
十七条の規定による金融庁長官の権限は、みな  
たる

し登録第二種業者、みなし登録助言・代理業者又は同条第一項に規定する者（以下この条において「提出者」と総称する。）の本店等の所在

地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該提出者が国内に営業所又は事務

所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

**第六十三条** 施行日前にした旧証券取引法施行令、第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行令、第十六条の規定

による改正前の信託業法施行令、旧外国証券業者法施行令、第十七条第二号の規定による廃止

## 五 第一条中金融商品取引法施行令第五章の三 一から四まで 略

の次に一章を加える改正規定（同令第十九条の第九号に係る部分に限る。）、第三条中中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第九号に係る部分に限る。）及び同令第三十条第一項第一号の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第九号に係る部分に限る。）、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第2号に係る部分に限る。）、

第九条の四第十九号に依る部分に附記する。第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定(同令第十六条の八第一第九号に係る部分に限る)、第十一条中長期信

用銀行法施行令第六条の五の次に一条を加える改正規定（同令第六条の五の二第九号に係

る部分に限る。)、第十三条中労働金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定(同令第七条の二の二第九号に係る部分に限

る。)、第十五条中貸金業法施行令第四条の次に三条を加える改正規定(同令第四条の四第十三号に係る部分を除く。)、第十六条の規

定、第十七条规定中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第五十五条第九号に係る部

分に限る。)、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定(同令第二十四条の九第九号に係る部分

に限る)、第二十一条中保険業法施行令第三章の次に一章を加える改正規定(同令第四十三条の九第十号に係る部分に限る)、第二十

三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業

法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の五第十号に係る部分に限る。）並びに第二十八条中証券取引法等

の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整

備等に關する政令第十八条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廢止前の抵当証券業の規

制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七条第十号に係る部

分に限る)。改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

の次に、章を加える改正規定（同令第十九条の九第十三号に係る部分に限る。）、第三条中小企業等協同組合法施行令第二十八条の次に五条を加える改正規定（同令第二十八条の四第十三号に係る部分に限る。）、第五条中農業協同組合法施行令第五条の七の次に五条を加える改正規定（同令第五条の十第十三号に係る部分に限る。）、第七条中信用金庫法施行令第十三条の三の次に一条を加える改正規定（同令第十三条の四第十三号に係る部分に限る。）、第九条中銀行法施行令第十六条の八の次に三条を加える改正規定（同令第十六条の五の二第十三条号に係る部分に限る。）、第十一条中長期信用銀行法施行令第六条の五の次に二条を加える改正規定（同令第六条の五の二第十三条号に係る部分に限る。）、第十一条金庫法施行令第七条の二の次に一条を加える改正規定（同令第七条の二の二第十三号に係る部分に限る。）、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定（同令第二十四条の九第十三条号に係る部分に限る。）、第二十一条中保險業法施行令第三章の二の二第十三号に係る部分に限る。）、第十七条中金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十二条の次に四条を加える改正規定（同令第十五条第十三条号に係る部分に限る。）、第十九条中水産業協同組合法施行令第二十四条の六の次に五条を加える改正規定（同令第二十四条の九第十三条号に係る部分に限る。）、第二十一中保險業法施行令第三章の二の二第十三号に係る部分に限る。）、第二十五条中信託業法施行令第十八条の二の次に三条を加える改正規定（同令第十八条の二第十三条号に係る部分に限る。）、第二十三条中農林中央金庫法施行令第四十八条の次に三条を加える改正規定（同令第五十条第十三号に係る部分に限る。）、及び第二十八条中証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第十七条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令第四条の次に三条を加える改正規定（同令第七条第十四号に係る部分に限る。）改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（金融商品取引法等の一部改正に伴う経過措置）

**第五条** (罰則の適用に関する経過措置)  
この政令(附則第一条第二項)に規定する罰則の適用にあつては、当該規定の施行に対する罰則の適用については、による。

附 則 (平成二年五月一日)  
(七号)抄  
この政令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二年九月一日)  
(六号)抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、改正法の施行(十三年一月一日)から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第五条** この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年五月一九日政令第一三七号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

（信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 旧海外商品先物取引法の規定（改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十二条の規定による改正後の信託業法施行令第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**第五条** この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

による。

（罰則の適用に関する経過措置）

**附 則** （平成二年五月一九日政令第一三七号）抄  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月一〇日政令第一九六号）抄  
（施行期日）

**第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。  
（信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 旧海外商品先物取引法の規定（改正法附則第三条の規定によりなほその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十二条の規定による改正後の信託業法施行令第四条の規定にかかるわらず、なお従前の例

**第五条** (罰則の適用に関する経過措置)  
この政令(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (平成二二年五月一九日政令第一三七号)抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則 (平成二二年九月一〇日政令第一九六号)抄**

(施行期日)

**第一条** (この政令は、改正法の施行の日 (平成二十三年一月一日)から施行する。  
(信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 旧海外商品先物取引法の規定(改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む)に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十二条の規定による改正後の信託業法施行令第四条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

**附 則 (平成二三年六月二十四日政令第一八一号)抄**

(施行期日)

(罰則の適用に関する経過措置)

**第五条** この政令(附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年五月一九日政令第一三七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年九月一〇日政令第一九六号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、改正法の施行の日(平成二十三年一月一日)から施行する。

(信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 旧海外商品先物取引法の規定(改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む。)に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十二条の規定による改正後の信託業法施行令第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二年六月二十四日政令第一八一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二年三月法律第十一号。以下「改

**第五条** この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二年五月一九日政令第一三七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年九月一〇日政令第一九六号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。  
(信託業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 旧海外商品先物取引法の規定（改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十二条の規定による改正後の信託業法施行令第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成二三年六月二十四日政令第一八二号）抄

（施行期日）

**第五条** この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年五月一九日政令第一三七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月一〇日政令第一九六号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

**第二条** 旧海外商品先物取引法の規定（改正法附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合及び改正法附則第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧海外商品先物取引法の規定を含む。）に違反して罰金の刑に処せられた者については、第十二条の規定による改正後の信託業法施行令第四条の規定にかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）

**第一条** この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二

<p><b>第三条</b> この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。</p>	<p><b>附 則</b>（平成元年一二月一三日政令第一八号）抄 （施行期日）</p>	<p><b>附 則</b>（平成三十一年五月三〇日政令第一七三号）抄 （施行期日）</p>	<p><b>附 則</b>（平成二七年一月二二六日政令第三九二号）抄 （施行期日）</p>	<p><b>附 則</b>（平成二三年一二月二六日政令第四二三号）抄 （施行期日）</p>
<p><b>第一条</b> この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、銀行法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。</p>	<p><b>附 則</b>（平成三十一年五月三〇日政令第一七三号）抄 （施行期日）</p>	<p><b>附 則</b>（平成二七年一月二二六日政令第三九二号）抄 （施行期日）</p>	<p><b>附 則</b>（平成二三年一二月二六日政令第四二三号）抄 （施行期日）</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、なお従前の例による。</p>

<p><b>第一条</b> この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るために金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年十一月二日）から施行する。</p>	<p><b>第一条</b> この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。</p>
<p><b>第二条</b> 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p>	<p><b>第二条</b> 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p>	<p><b>第二条</b> 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p>	<p><b>第二条</b> 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。</p>

1 (施行期日) この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。